

岩手県告示第849号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 花巻市石鳥谷町地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和3年12月15日から令和4年2月28日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 北上市飯豊24地割地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和3年11月16日から同年12月23日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 用地測量